

平成30年度 第1回まちづくり審議会

「まちづくり基本方針」の点検・評価を踏まえた 重点プロジェクト（取組の方向性）の検討

第1回 平成29年12月1日（実施済）

まちづくり基本方針の点検・評価を踏まえた重点課題(検討テーマ)の検討

第2回 平成30年3月26日（実施済）

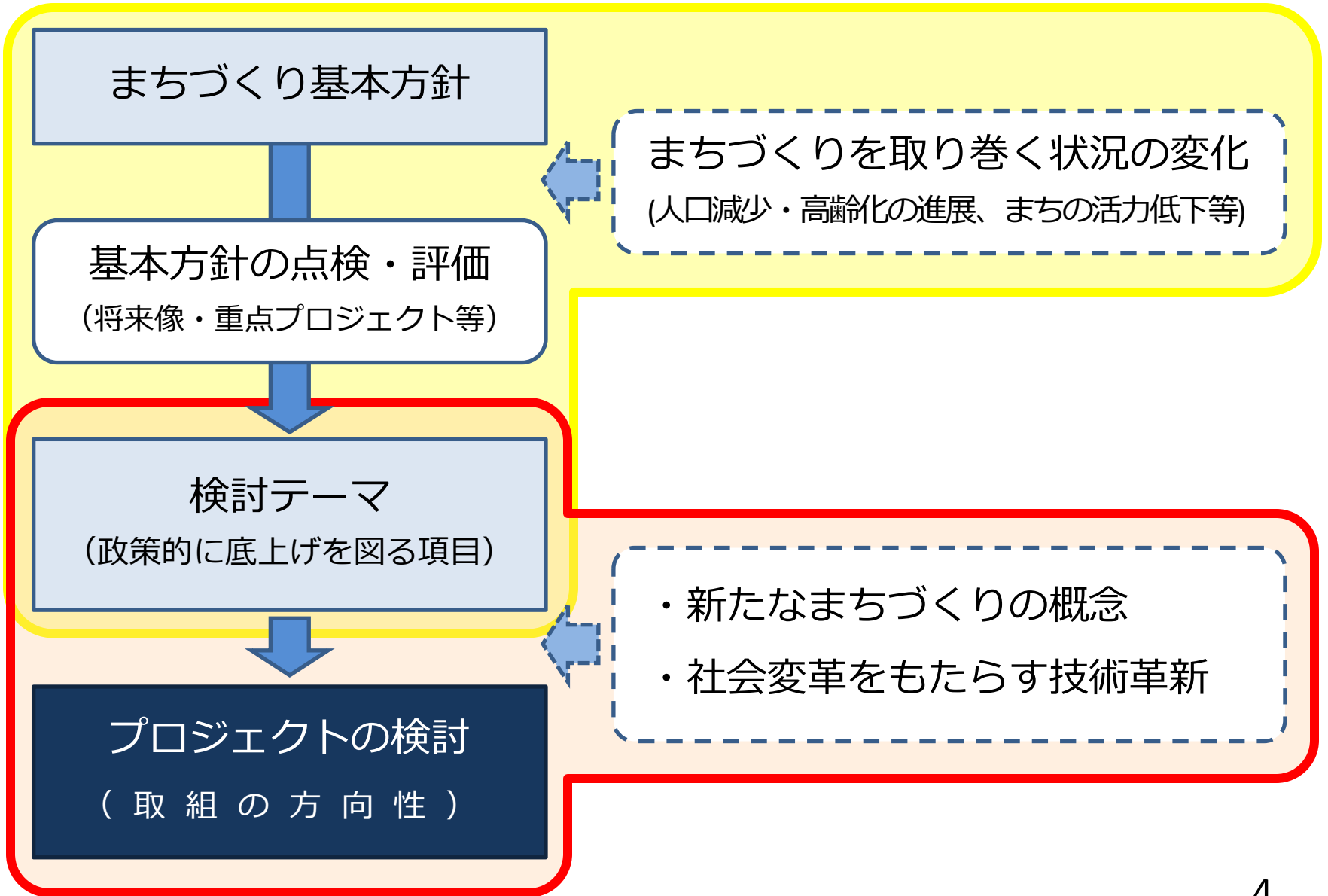
重点プロジェクトの検討

第3回 平成30年7月31日（本日）

取組方策の提案

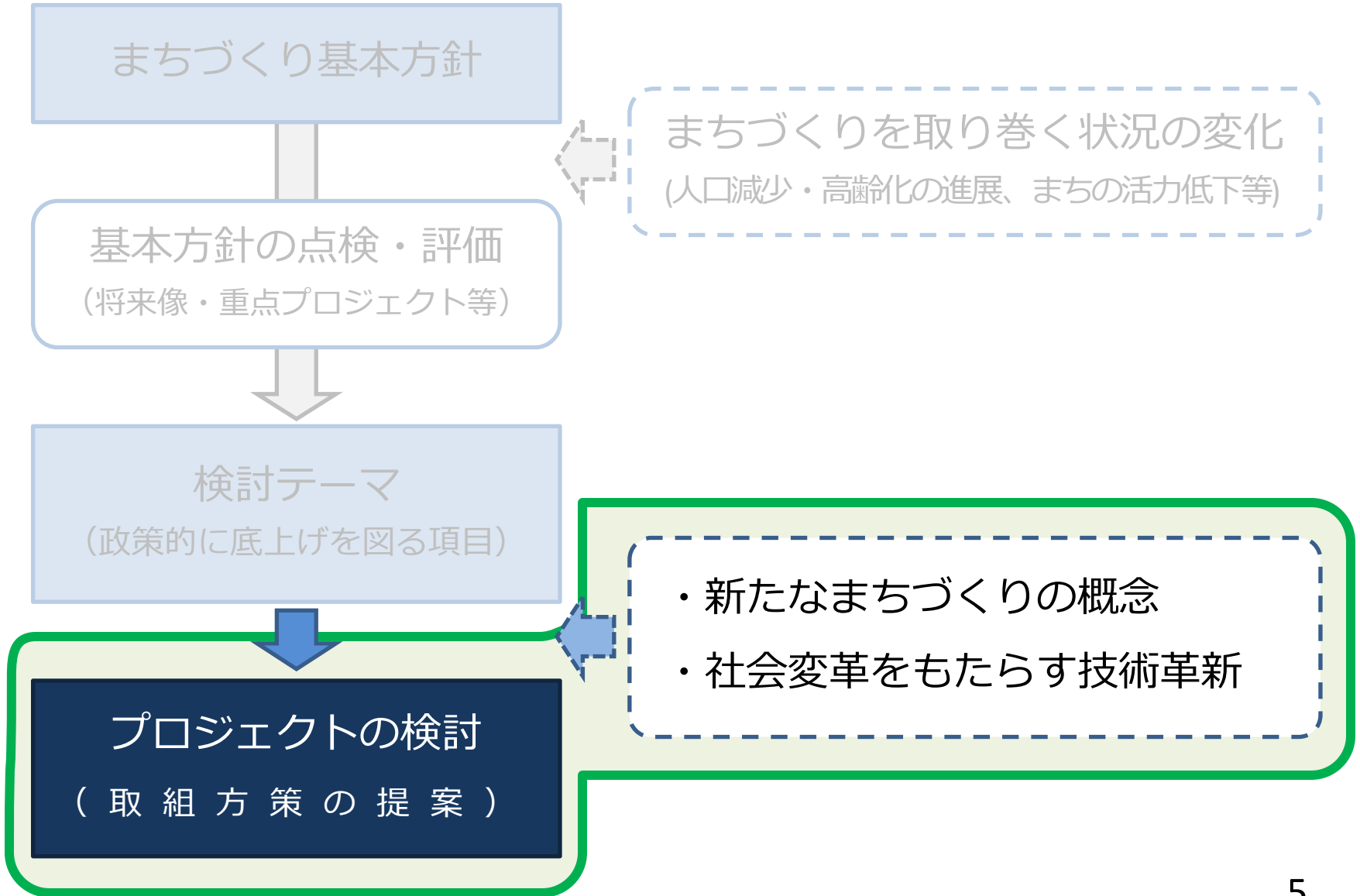
□ 重点プロジェクトの検討イメージ

へ第一回の審議内容へ
へ第二回の審議内容へ



□ 重点プロジェクトの検討イメージ

〈第三回の審議内容〉



□ 検討テーマ

- ①県としての優先度、②まちづくり分野との関連性を踏まえて、対象地域及びテーマを絞り込み

《 選定テーマ 》

安全・安心

多自然地域における生活の安心確保
 ～住民主体による集落での安心した暮らしの実現～

魅力と活力

地方都市における魅力と活力の創出
 ～歴史的資源を活かした観光・交流の推進～

《 選定テーマ 》

安全・安心

多自然地域における生活の安心確保

～住民主体による集落での安心した暮らしの実現～

取組方向

住民主体による集落での安心した暮らしの実現

- ・ 地域に必要な生活サービスや交通アクセス等の機能を補完する地域自治組織の機能強化
- ・ 住民主体のまちづくりを支援する中間支援組織の育成

(参考: 現まちづくり基本方針の取組方向)

移動や買い物など、暮らしの安心確保

- ・ 集会所や公共施設のバリアフリー化
- ・ 移動販売等、日常生活用品の調達方法の検討
- ・ 集落内の移動と地方都市へのアクセス確保方策の検討
- ・ 地縁を活かした地域住民の見守りや介護システム

多自然地域における生活の安心確保

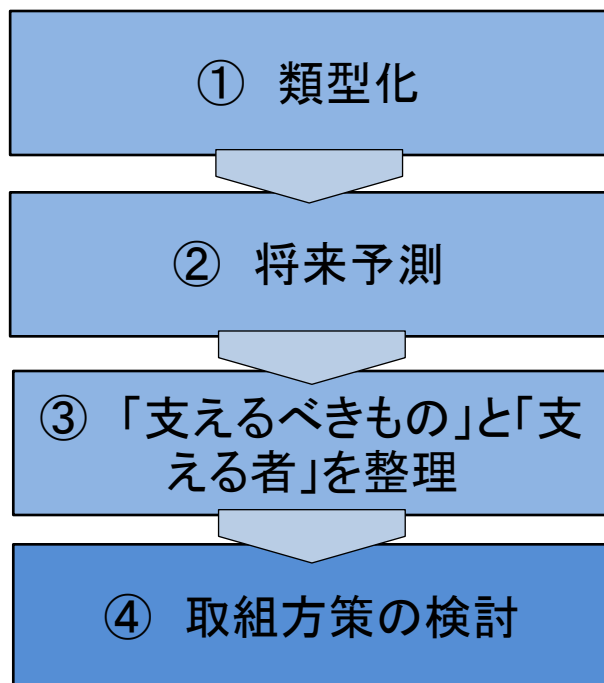
項目	主な意見	検討の進め方
検討のアプローチ	<p>住民主体の活動は、今後、できる地域、できない地域に、分れてくる。できない地域で、生活サービスや交通アクセスの検討も必要</p>	<p>集落の将来予測も踏まえた集落の類型化を行い、支えるべきもの等を整理した上で取組方策を検討</p>
	<p>集落において支えるべき「もの」とその「担い手」を整理し、それに即した検討が必要</p>	
	<p>集落の将来予測を踏まえた検討も必要</p>	

多自然地域における生活の安心確保

項目	主な意見	考え方
<p>地域自治組織等の提案に関するご意見</p>	<p>地域自治組織の事業計画立案において、生業も必要</p>	<p>地域自治組織及び中間支援組織に関する提案の参考</p>
	<p>中間支援組織について、単に事務事業の支援だけでなく、個別にコンサル等のアドバイザーによる支援も有効</p>	
	<p>計画段階と運営段階の支援は区分して考える必要がある</p>	
	<p>中間支援組織に携わる主体のイメージが必要</p>	
<p>集落の維持等に関するご意見</p>	<p>集落の集約化等、人気のない施策の取組も必要</p>	<p>集落の類型化と合わせてそれを踏まえた複数の取組方を検討</p>
	<p>段階的な移住対策も必要</p>	

- 集落を集落群として類型化し、将来像を踏まえ、「支えるべきもの」と「支える者」を整理
- 集落群の実情を踏まえた選択型の取組方策を検討

〈 検討項目 〉



集落群の人口、高齢化率から区分

地理的条件等も考慮して将来予測

集落ごとに支えるべきもの等を整理

選択可能な取組方策を整理

〈 背景 〉

地域自治組織のみで課題解決は困難。集落の区分が必要

集落の将来の姿を踏まえた検討が必要

集落ごとに即地的な対応が必要

生活の安心確保に向けた広域的な取組を誘導・底上げ

具体調査

- 専門家ヒアリング
- 市町との意見交換(豊岡市、養父市、朝来市)
- 先進的な取組事例の収集

□ 調査結果の主な意見

専門家ヒアリング

- ・複数の集落について、街道沿い、小学校区、水系等の単位にまとめた取組方策検討が必要
- ・将来的な人口分布の予測を行い、集落の区分や取組方策の検討が必要
- ・中間支援組織は、単なる合意形成や事務作業を支援するだけでなく、まちづくりの経験豊富な人材による支援が必要
- ・経験を積んだ人のネットワーク化により中間支援組織を形成するという方法もある
- ・旧町中心部では産業の育成への支援、周辺部では集落単位でなく個人単位の支援が重要
- ・自動運転や遠隔医療などの新技術は積極的に活用

市町との意見交換

- ・集落のまとまりは旧小学校区単位や公民館単位
- ・市町により異なるが、地域自治組織で課題の解決を目指す一方で、地域の課題に対応した個別の取組の必要性も認識
- ・将来的な課題対応として、集落の閉じ方や集約の必要性を認識している市町もある
- ・中間支援組織は民間主導の方がうまく機能する

□ 取組の方向性

暮らしの安心確保に向け、3つの視点をもとに、集落及び集落群の現状や将来像を踏まえた選択型の取組方策を検討

〔 視点 〕

住民や地域の支えあい

住民一人ひとりが、日常生活圏としてつながりのある集落群内で相互に支え合う

民間事業活動等との連携

生活や地域を支えるための事業活動等を行う民間や大学等と連携する

セーフティネットの構築

住民一人ひとりの暮らしを尊重し、セーフティネットとして行政が暮らしの基盤を支える

□ 安心した暮らしの確保に向けた集落及び集落群の まとめり 考察

専門家の視点

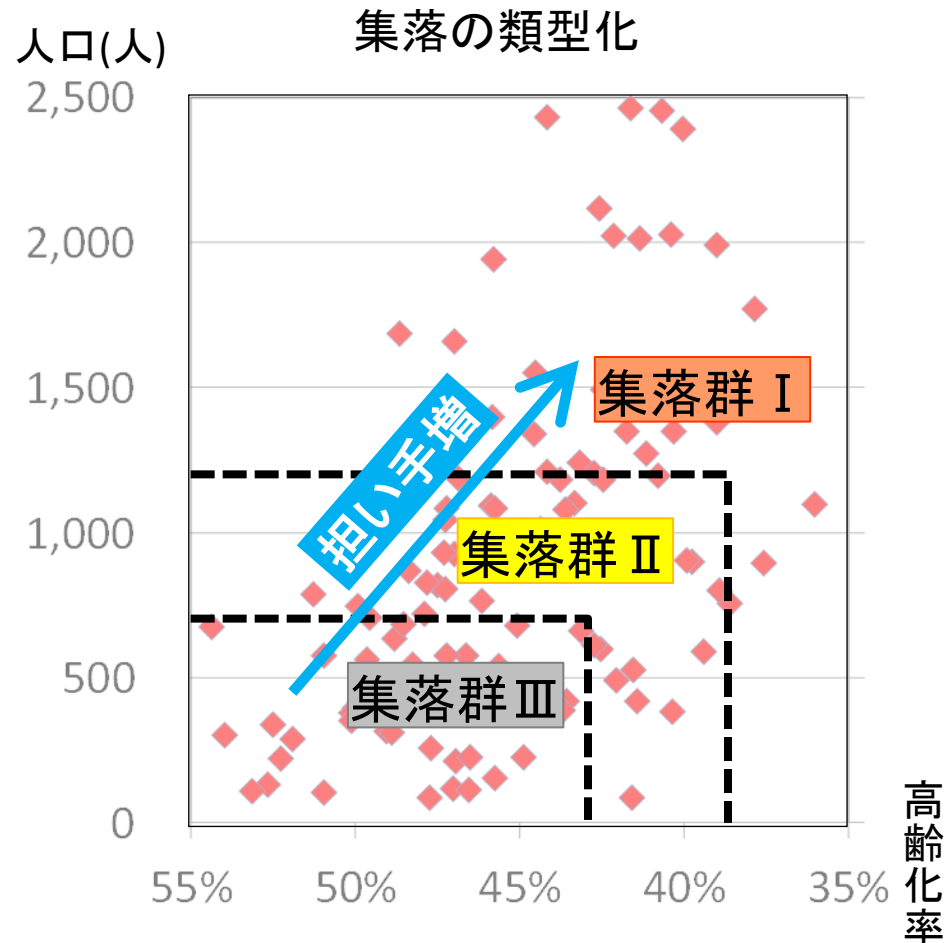
・団体の活動体制によって支援のあり方は異なると考えるが、人口規模で集落群を捉えるという方法もある。

市町の経験則

・生活圏の成り立ち等を考えると、集落群は昭和時代の村単位で捉えるべき。
⇒旧小学校区、公民館単位など
・ただし、地域ごとに課題は異なるので、地域に応じて個別の対応も必要。

考察

集落群(旧小学校区単位)を2010年及び2040年(まちづくり基本方針の想定年次)の推計人口・高齢化率を基に、集落群Ⅰ～Ⅲに分類。

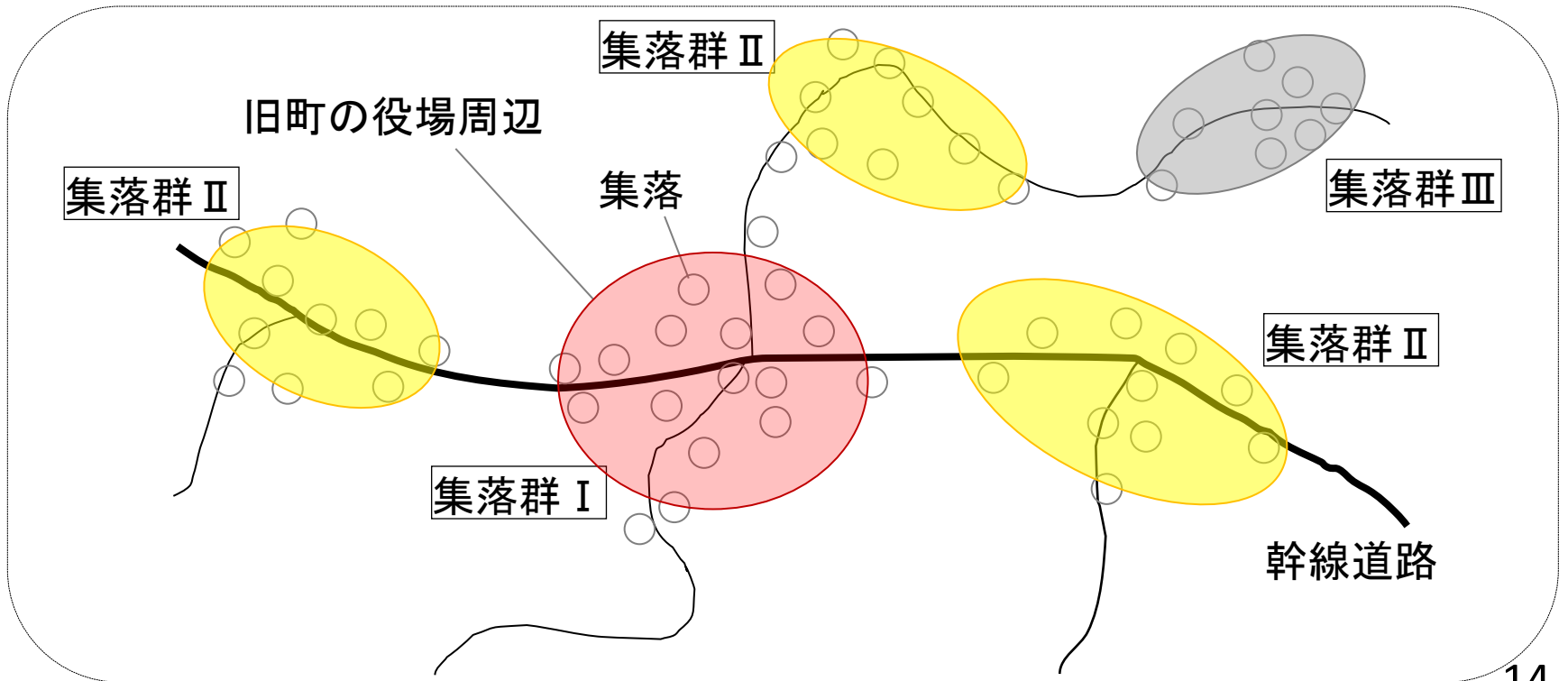
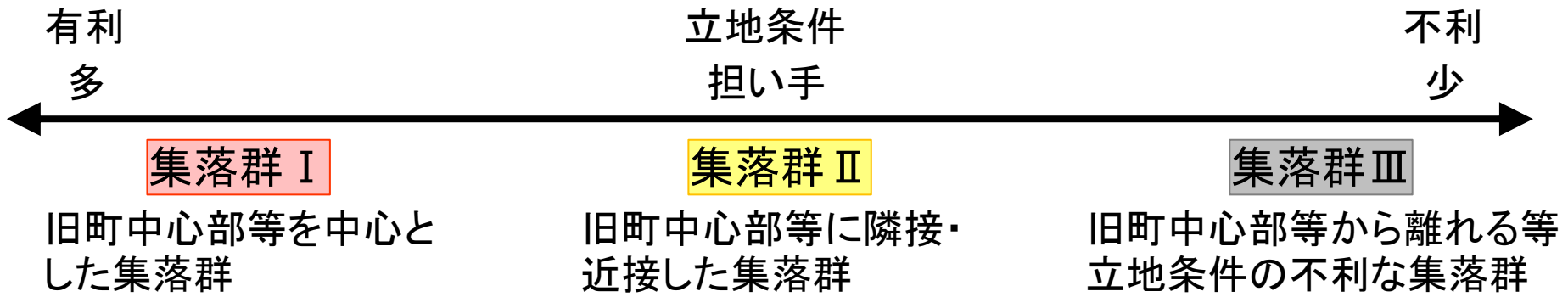


集落群における2040年推計人口・高齢化率
(500mメッシュ別将来推計人口(H29国交省推計)より県作成)

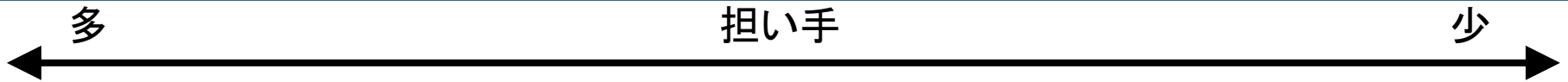
※過疎地域における集落群の2010年の人口・高齢化率の
平均値・不利側の値を基にⅠ～Ⅲに区分

※人口2,500人以下、高齢化率55%以下の抜粋

□ 集落群 I ~ III のイメージ



□ 集落群 I



集落群 I

集落群 II

集落群 III

旧町中心部等を中心とした集落群

旧町中心部等に隣接・近接した集落群

旧町中心部等から離れる等立地条件の不利な集落群

〔 現 況 〕

- ・旧町中心部等を含む集落群
- ・集落活動は維持
- ・日常生活サービス施設が一定存在し、日常生活は集落群内で維持
- ・複数の主要幹線が交差する等、交通ネットワークの拠点
- ・観光・地域産業の拠点で、他の集落群の住民の働き場

〔 将 来 予 測 〕

※取組方策を講じなかった場合の姿で、課題を含む。

- ・元気な高齢者が存在し、集落活動は維持
- ・日常生活サービス・交通アクセスは維持
- ・観光・地域産業の担い手が減少し、その維持が困難

- ◇ 現状
- ◇ 維持
- 課題

〔 支 える べき もの 〕

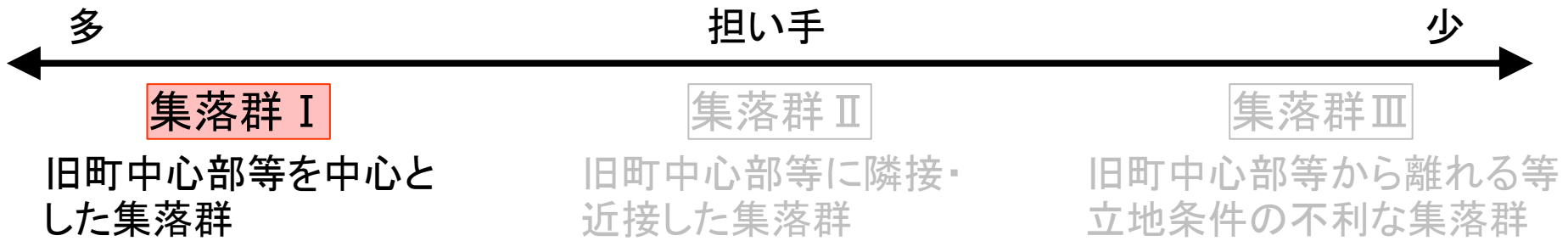
観光・地域産業の活性化及び定住人口の維持

〔 支 える 者 〕

民間事業者、地域自治組織※

※概ね小学校区を範囲とし、自治会・町内会等から構成され、地域課題を自ら解決するための組織。

□ 集落群 I 取組方策のイメージ



方策1: 地域産業等の活性化

- ・生活や地域を支える観光や地域産業の担い手育成
- ・異業種間連携等による地域産業の魅力向上

人材育成・異業種間連携等への支援

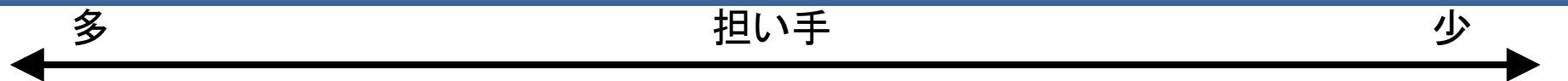
方策2: 移住・定住の促進

- ・田舎暮らしの情報発信、移住相談窓口の開設、移住希望者と物件のマッチング
- ・移住者用住宅や交流拠点の整備
- ・子育て支援、就労支援等による定住促進

活動費・施設整備費等への助成

※各方策は集落群 I に限定したのではなく、集落の実情に応じて選択可能

□ 集落群Ⅱ



集落群Ⅰ

旧町中心部等を中心とした集落群

集落群Ⅱ

旧町中心部等に隣接・近接した集落群

集落群Ⅲ

旧町中心部等から離れる等立地条件の不利な集落群

〔 現 況 〕

- ・旧町中心部等に近接・隣接した集落群
- ・集落活動は維持
- ・日常生活サービス施設は少ないが、公共交通により周辺施設へのアクセスを確保し日常生活を維持
- ・主要幹線沿いで交通アクセスは良好
- ・集落群内の働き場が減少し、その維持が困難



〔 将 来 予 測 〕

※取組方策を講じなかった場合の姿で、課題を含む。

- ・集落活動の担い手が減少し活気が失われ、維持が困難
- ・日常生活サービス施設の撤退、公共交通の便数・路線減少により、日常生活サービス・交通アクセスが低下
- ・集落群内の働き場が失われる

◀課題

◀課題

◀課題



〔 支 える べき もの 〕

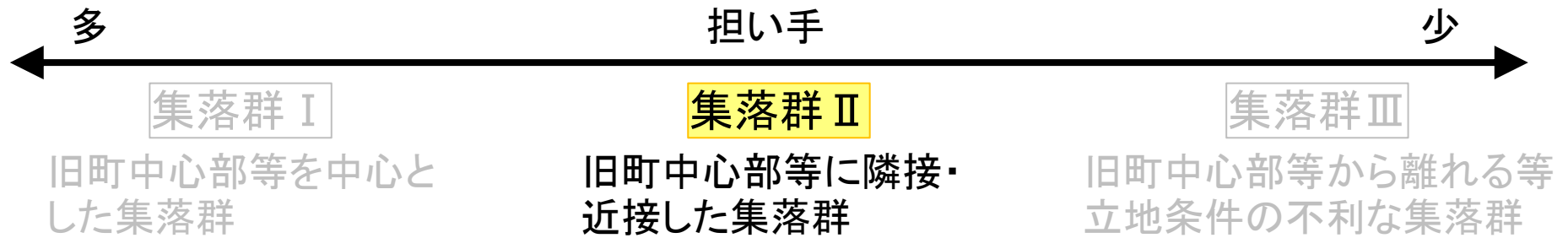
- ・集落活動の維持
- ・日常生活サービス、交通アクセスの向上
- ・農産物・特産品等の開発・生産・販売等の育成



〔 支 える 者 〕

地域自治組織、地域自治組織の連合体

□ 集落群Ⅱ 取組方策のイメージ



方策3: 集落活動の機能確保

- ・草刈等の共同作業、鳥獣対策、防災活動等の広域的な実施

活動費等への助成

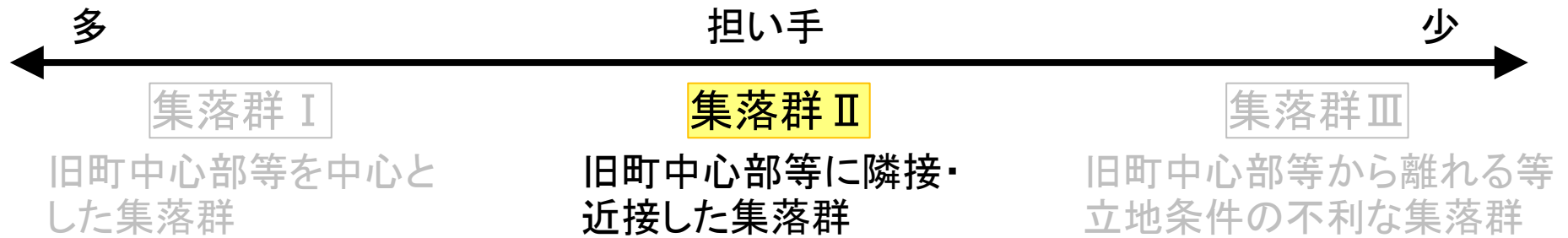
方策4: 日常生活サービスの機能確保

- ・移動販売・宅配サービスを行う民間事業者の誘致
- ・閉鎖店舗を活用した店舗経営、買い物代行サービスの実施
- ・民間と行政の連携による移動販売・宅配サービスの実施
- ・医療・福祉と連携した宅配・配食サービス等の実施

活動・運営費等への助成
アドバイザー・コンサルタント派遣

※各方策は集落群Ⅱに限定したのではなく、集落の実情に応じて選択可能

□ 集落群Ⅱ 取組方策のイメージ



方策5: 交通アクセスの機能確保

- ・地域主体のデマンドバス・デマンドタクシーの運営
- ・民間と行政の連携によるバス事業の実施
- ・自動車免許を持たない高齢者等を対象としたタクシーチケットの配布

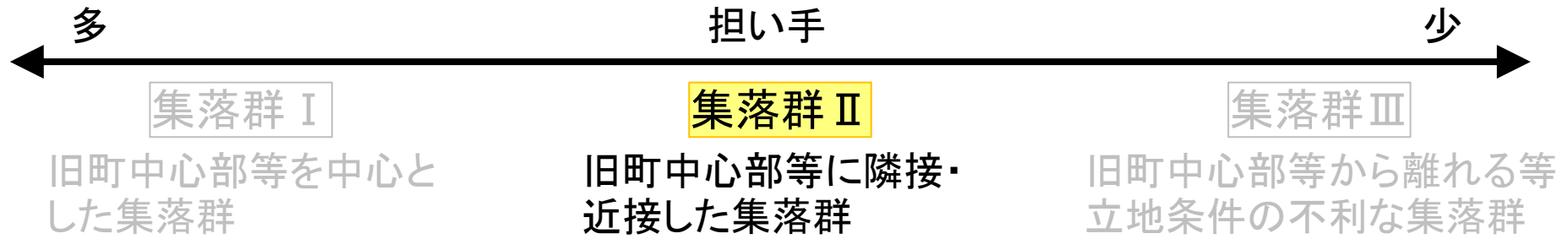
活動・運営費等への助成
アドバイザー・コンサルタント派遣

方策6: コミュニティビジネス等の育成

- ・共同での地場産業や農業実施に向けた法人化検討
- ・特産品の商品開発、農産物の試験栽培
- ・地域の農産物を販売するための販売所、地域の農産物を活用したレストランの開設・運営

活動費等への助成
アドバイザー・コンサルタント派遣

□ 集落群Ⅱ 取組方策のイメージ



方策8: 担い手の育成・活動計画の策定

- ・地域自治組織の立ち上げ、講座やワークショップ等の開催による住民意識の醸成
- ・集落の生業も含めた集落群の将来計画づくり

活動費等への助成
アドバイザー・コンサルタント派遣

方策9: 関係組織との連携・育成

- ・民間事業者、大学、中間支援組織等との連携による取組の補完・強化
- ・地域を支える民間事業者等の育成

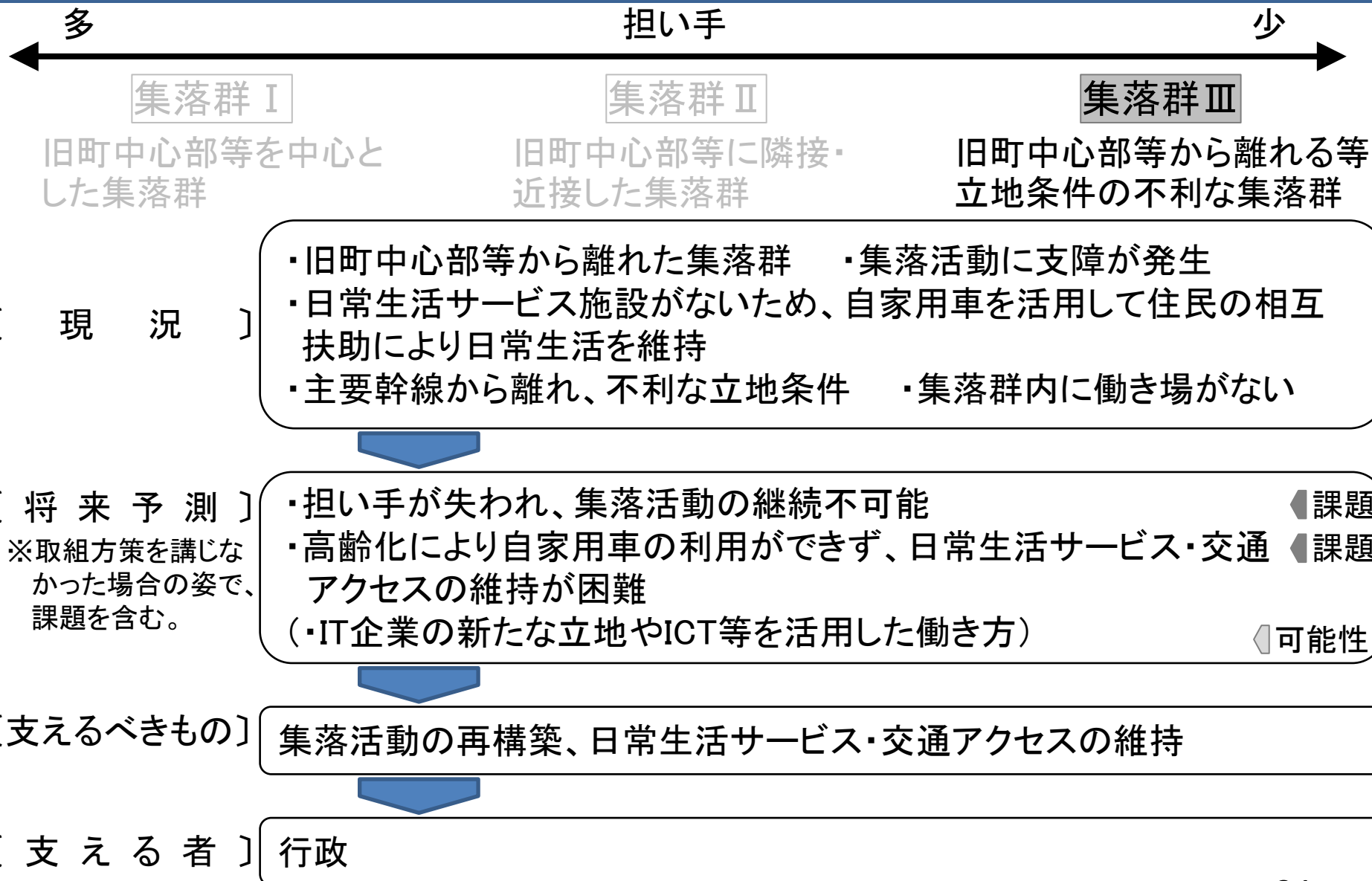
※ 中間支援組織の育成イメージ

- ・地域おこし協力隊や地域に詳しく経験もあり、熱意のある若者等で構成
- ・中間支援の能力・経験がある人を増やしてネットワーク化を進めて組織化

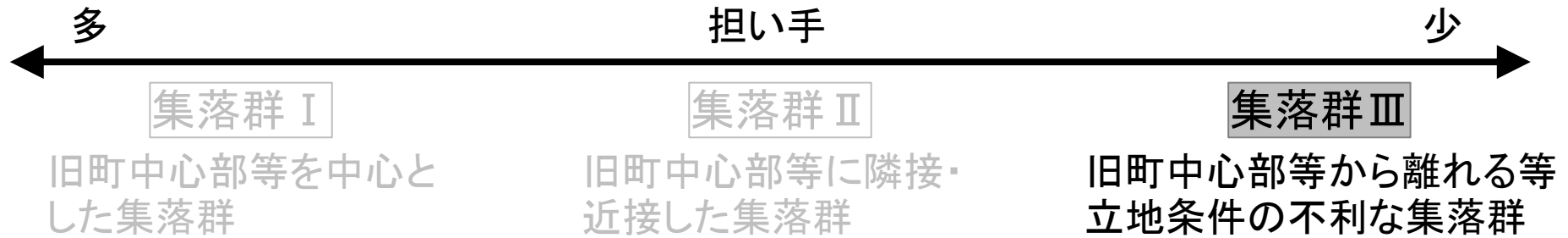
民間事業者・大学等へのインセンティブの付与(規制緩和、税制優遇等)

事業・中間支援の実施希望者への講習、ネットワーク化

□ 集落群Ⅲ



□ 集落群Ⅲ 取組方策のイメージ



(再掲)方策4: 日常生活サービスの機能確保

- ・移動販売・宅配サービスを行う民間事業者の誘致
- ・閉鎖店舗を活用した店舗経営、買い物代行サービスの実施
- ・民間と行政の連携による移動販売・宅配サービスの実施
- ・医療・福祉と連携した宅配・配食サービス等の実施

行政等が直接事業を施行

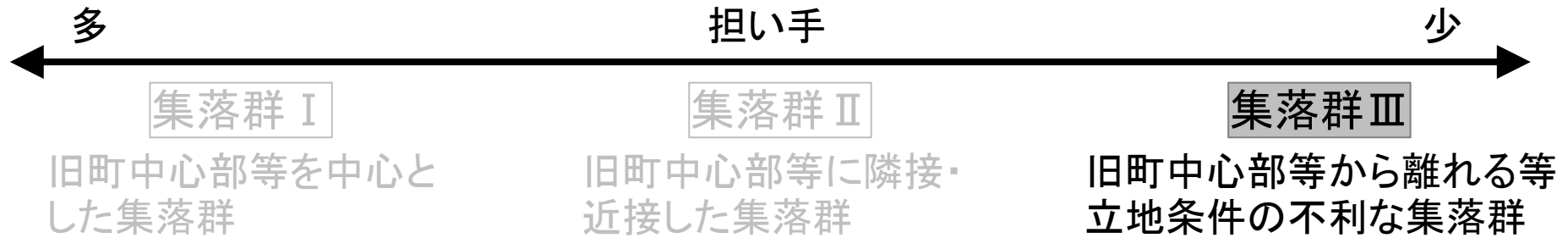
(再掲)方策5: 交通アクセスの機能確保

- ・地域主体のデマンドバス・デマンドタクシーの運営
- ・民間と行政の連携によるバス事業の実施
- ・自動車免許を持たない高齢者等を対象としたタクシーチケットの配布

行政等が直接事業を施行

※各方策は集落群Ⅲに限定したのではなく、集落の実情に応じて選択可能

□ 集落群Ⅲ 取組方策のイメージ



方策7: 集落の新たなあり方の検討・実施

- ・集落活動の再構築に向けた集落再編(行政区再編・集落間連携・移転等)の検討・実施
- ・段階的移住に向けた二地域居住や住環境の保全等、集落の新たな住まい方の検討・実施

集落の再編方法に関するガイドライン作成
二地域居住など段階的移住等への支援

方策10: 新技術の活用

- ・ICT等による新しい技術(ネット通販、ドローン配送、遠隔診療、自動運転、無人店舗、行政手続オンライン化等)の活用

新技術の導入支援

□ 方策4・6 参考例

○ NPOによる地産地消レストランの経営 (三重県伊賀市)

- 女性グループで地域の課題解決に取り組むため事業化を決意し、平成25年に住民自治協議会の女性委員会を母体として「NPO法人あわてんぼう」を設立。
- 保育園跡地をレストランとして活用し、地域の伝承料理の提供や配食サービスによる高齢者見守り等を実施。
- 鳥獣害を逆手にとり、シカ肉を活用したジビエ料理も開発。
- 活動拠点は地域の交流の場となり、外部からの来訪者も呼び込んでいる。



※地方創生事例集(小さな拠点・地域運営組織版)平成30年1月内閣府より抜粋

□ 方策5 参考例

○行政主導による公共交通再編
(兵庫県宍粟市)

- 市内の交通空白地対象自治会を無くし、広域な市域を定額運賃で移動できる持続可能な交通ネットワークとして、平成27年にコミュニティバスから民間バス会社による路線バスに公共交通を再編。
- バス路線が大幅に拡大(9路線⇒29路線)するとともに、交通空白地をゼロとした(29自治会⇒0自治会)。
- また、乗継制度により、市内の目的地まで1回200円となって利便性向上。
- 市は民間バス会社に対する補助事業を整備している。

◆バス路線 9路線 ➡ 29路線

大型バス路線	3路線	4路線
小型バス路線	6路線	25路線

◆交通空白地がゼロ

交通空白地対象自治会 29自治会 ➡ 0自治会



□ 方策8・9 参考例

○ 地域・行政・大学等と連携した計画策定 (青森県平内町)

- 平成26年から約半年かけ、青森県・平内町・弘前大学とともに地域の課題や地域資源の把握し、計画を策定。
- 町内会が中心となり婦人会・老人クラブ・消防団・獅子舞保存会等との連携、地域外の専門人材との協力を進め、平成28年に地域運営組織「藤沢活性化協議会」を設立。
- その後、平成28年7月には地域産品の無人販売所「販売所ふんちゃ」を開設し、地区内農産物や手作りのカゴの商品などの販売を行うなど活動の幅を広げている。



(上) PPバンドを使用したカゴ編み。カゴは直売所ふんちゃでも販売



(右)「直売所ふんちゃ」収穫されたばかりの地区内産の野菜が人気

□ 方策10 参考例

○オンライン医療(受診+服薬指導)の実施
(兵庫県養父市)

- 山間部など医療機関や薬局への交通アクセスが悪い地域の生活サービス向上のため、テレビ電話を活用し、自宅にいながら受診から薬の受け取りまで可能とするもので、服薬指導については全国初の取組。
- 国家戦略特区による規制緩和を活用した取組で、平成30年6月14日に諮問会議において実施が決定され、実施に向けて調整を行っている。



□ 参考例（その他の県内事例）

場所	活動概要	関係する方策
多可町岩座神	過疎化と高齢化による担い手不足により鎌倉時代から続く棚田が減少するなか、棚田の風景を継承するため、都市住民の参加による「棚田オーナー制度」の開始、景観形成等住民協定の締結、大学と連携した自然交流イベント等を実施。	②移住・定住 ⑥コミュニティビジネス ⑨関係機関連携
姫路市末広	全体の95%が森林である地域において、放棄林や放棄農地の解消や里山の再生を目的に、昭和56年頃から様々な活動を開始し、現在でも雑草木刈払いや作業道の舗装などの里山保全事業に取り組んでいる。	③集落活動
佐用町江川	人口減少・高齢化が進むなか、地域づくり協議会が中心となって、「ふれあい喫茶」により地域交流を推進するとともに、コミュニティバス「江川ふれあい号」の運行により交通アクセスを確保。	④日常生活サービス ⑤交通アクセス ⑧活動計画策定
豊岡市竹野浜	海水浴客の減少により地域産業の衰退が進むなか、地域活性化に向け、手作り行灯を使って夜の路地を照らす「ロジナリエ」、地元目線でのマップづくり・まち歩きなど「ブラタケノ」を実施。それらの活動を通して地域住民の交流促進、担い手育成にも寄与。	①地域産業等 ⑧担い手育成
淡路市生田	地域内の保育所・小学校が廃校となり、地域活性化に向け、休耕田対策としてそばの栽培、「そば花まつり」の開催、廃所になった保育所を改修し「そばカフェ生田村」の運営等を実施。「そばカフェ」は人気となり淡路の新たな名所となった。	③集落活動 ⑥コミュニティビジネス

□ まとめ

〔視点〕

住民や地域の支えあい

民間事業活動等との連携

セーフティネットの構築

〔取組方策〕

まちづくり

地域産業等の活性化

交通アクセスの機能確保

移住・定住の促進

コミュニティビジネス等の育成

集落活動の機能確保

集落の新たなあり方の検討・実施

日常生活サービスの機能確保

体制づくり

担い手の育成・活動計画の策定

関係組織の連携・育成

新技術の活用

具体的な施策化を今後検討

《 選定テーマ 》

魅力と活力

地方都市における魅力と活力の創出

～ 歴史的資源を活かした観光・交流の推進～

取組方向

地域の歴史的資源を活かした観光・交流の推進

- ・ 民間主体の持続的な歴史的資源の有効活用
- ・ 歴史的資源を活かした取組の担い手発掘と育成

(参考:現まちづくり基本方針の取組方向)

地域の多様な歴史・文化の発見と発信

- ・ 沿道景観等の広域景観の形成
- ・ 歴史的まちなみや近代化遺産、産業遺産等の保全・活用

地域に活力をもたらすしごとの創出

- ・ ワークシェアリングなど新たな雇用形態の導入推進
- ・ 空き地や空き家、空き店舗等を活用した住民やNPO等による取組のコミュニティビジネス化
- ・ 地場産業の振興や、地域資源と新サービスや新技術・デザインの融合による新地域産業の創出

地方都市における魅力と活力の創出について

項目	主な意見	検討の進め方
検討のアプローチ	<p>歴史的資源以外も活用して、魅力と活力を創出していくという発想で、取組を検討していく必要もある。</p> <p>地方都市を固定的にみるのではなく、例えば地場産業の求人ニーズと空き家など地域資源のマッチングを考える必要がある。</p>	<p>魅力と活力のまちづくりに向けて、歴史的資源を舞台に、その他の地域に残る資源も活用した取組方策を検討していく。</p>
取組主体や役割分担	<p>まちづくり会社は、簡単に作れるものではない。資質が求められる。行政は、まちなみ環境やインフラの整備など、やるべきことをはっきりさせる必要がある。</p>	<p>行政の役割として、民間の取組の効果を高めるよう、民間の取組の誘導やインフラ整備などの方策を検討していく。</p>

地方都市における魅力と活力の創出について

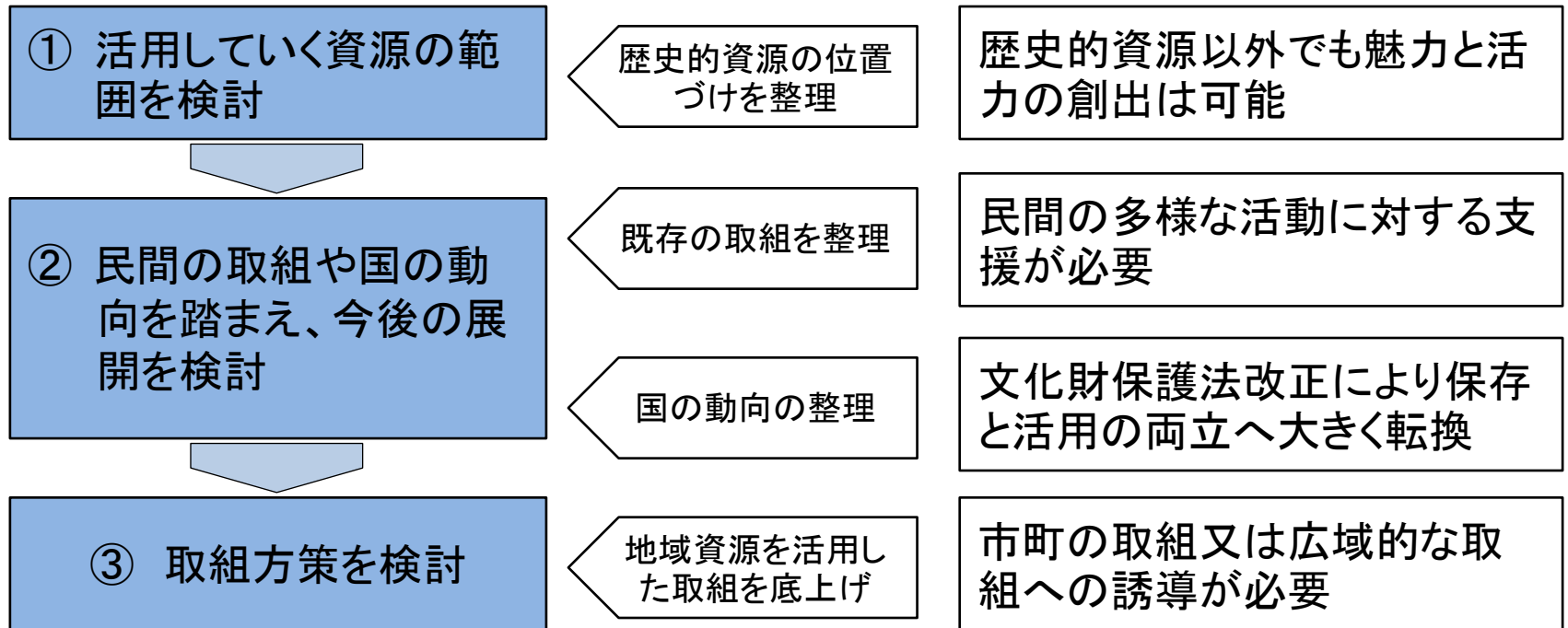
項目	主な意見	検討の進め方
<p>新たな取組に向けたご意見</p>	<p>まちづくり会社の取組だけでなく、現在行われているNPOなどによる小さな取組との両立も必要</p>	<p>小規模な取組、各取組の連携、取組の側面的支援など多様な取組方策を検討していく。</p>
	<p>ストーリーやテーマを設定し、1つにくくって見せる必要もあるのではないか。</p>	
	<p>コンサルタントやアドバイザーなどの位置づけのある中間支援的な取組を育てる必要もある</p>	

□ 検討の考え方

- 活用していく資源の範囲を整理したうえで、今後の展開を検討
- 民間や国の動向を踏まえ、複数の取組方策を検討

〈 検討項目 〉

〈 背景 〉



具体調査

- 専門家ヒアリング
- 市町との意見交換(三木市、加西市)
- 先進的な取組事例の収集

□ 調査結果の主な意見

専門家ヒアリング

- ・ まちなみ保全だけでなく、産業・文化・アート等とのセットでの提案も必要。
- ・ 単なる観光だけでなく、地域の雇用・賑わい・生活向上の視点も必要。
- ・ 未指定の文化財も含めた地域資源のリスト化が重要。
- ・ 文化財、景観、住宅等の各部局が行っている取組のコーディネートが必要。
- ・ 未指定文化財も対象とするのであれば、周辺の地域資源と連携させた取組を行うことが必要。
- ・ 一地域の取組だけでなく、周辺地域や市町域を超えた連携も必要。

市町との意見交換

- ・ 歴史的資源の活用が必要と認識しているが、具体的な取組方策が見えていない。
- ・ 地方都市での成功事例の情報提供がほしい。

□ 取組の方向性

歴史的建造物を舞台に地域に存在する資源を活かしたまちづくりの推進に向け、3つの視点をもとに取組方策を検討

〔 視点 〕

地域資源の活用

地域資源を「見つけ」「みがき」「そだて」、それを活用したまちづくりを推進
⇒その舞台として歴史的建造物を位置づけ

計画づくり

民間活力の導入

先進的・機動的・持続的で多様な事業に取り組んでいる民間企業等の活力を導入

まちづくり

まちの基盤整備

観光や交流の推進、地域の活性化に向けて、まちの基盤整備を推進

基盤整備

□ 地域資源について

○地域に存在し、地方都市の魅力と活力の創出に寄与する資源を地域資源と位置づけ、歴史的建造物を舞台に地域資源を活かす取組方を検討

地域資源

歴史的資源

歴史的建造物

- ・伝統的建造物群
- ・有形文化財、史跡名勝・天然記念物などの建造物
- ・景観形成地区
- ・景観形成重要建造物
- ・古民家
- ・近代住宅
- ・その他既存の区分に含まれない歴史的建造物等

- ・祭などの年中行事
- ・郷土料理
- ・地域特産品
- ・ゆかりの人物、名所
- ・古くからの風景
- ・各地域の風習、方言、昔話等
- ・その他既存の区分に含まれない歴史的資源

- ・天然記念物(動植物、鉱物等)
- ・開発された特産品
- ・自然風景
- ・博物館・美術館・アート活動
- ・レジャー施設、温泉
- ・その他既存の区分に含まれない地域資源

現 況



○歴史的建造物等を対象とした資源把握(リスト化)やまちづくり計画策定等のスキームは存在

資源把握: 歴史文化基本構想 ※この他各部局でテーマごとに把握
計画策定: 歴史まちづくり計画 ※歴史まちづくり法に基づく計画策定
地区指定: 景観形成地区、伝統的建造物群保存地区等

課 題



- 存在する地域資源について、そのリスト化やそれを活用した戦略的なまちづくりには至っていない
- 歴史まちづくり計画の策定及びそれに基づく取組はない
- 住民・事業者・行政でまちの将来像が共有できておらず、効果的なマネジメントに至っていない

今後の展開

○地域資源を活用したまちづくりを推進するための体制・計画づくりを促進

□ 計画づくり 取組方策のイメージ

方策1:まちづくりの運営体制の構築

- ・住民・事業者・行政等で歴史地区をマネジメントするための体制づくり

エリアマネジメントの実施体制の確立に向けた活動費・調査費等への助成

方策2:地域資源を活用したまちづくり計画の作成

～歴史的建造物を舞台として～

- ・戦略的なまちづくりを誘導するため、市町による地域資源を活用したまちづくり計画を作成

〔計画のイメージ(策定主体:市町)〕

- ・対象エリア、コンセプト、活用可能な地域資源、具体的な取組内容を含む計画
- ・歴史的建造物をはじめとする地域資源をリスト化
※既存データも活用
- ・地域資源のブラッシュアップ方策として、まちづくりに活用する地域資源をストーリー化
- ・地域資源活用の取組の舞台となる歴史的建造物を選定

計画策定費への助成
アドバイザー・コンサルタント派遣

現 況



- 景観形成地区などの歴史的建造物が一定集積する地区では、民間主導による多用途での活用の取組が行われている
- 一方、歴史的建造物の集積が少ない地域では、観光・交流につながる地域資源の活用が進んでいない
- 古民家等の活用を促すため、行政による改修・修景等の支援を実施

課 題



- 歴史的建造物の集積が少ない地域において、民間や行政が連携した取組も必要
- 個人やNPO等による小規模・多様な取組への支援が必要
- まちづくり会社等による先進的・先導的な取組に向けた支援や環境整備も必要

今後の展開

- 地域資源を活用したまちづくり計画等に基づき、様々な事業や活動に支援を行い、活発な取組を誘導

□ まちづくり 取組方策のイメージ

方策3: 多様な取組の展開

- ・複数の地域資源のストーリー化、複数の小規模な取組の連携による、地域の魅力と活力の創出
- ・面的な歴史的建造物の修景による魅力ある景観の形成、保存と活用の促進による次世代への地域資源の継承
- ・地域活動拠点、ゲストハウス、チャレンジショップ等交流の場としての歴史的建造物活用による、観光・交流の推進
- ・地域資源を「見つけ」「みがき」「そだてる」ため、ワークショップ、まち歩き、マーケット等のイベントを開催

活動費、修景費等への助成
アドバイザー・コンサルタント派遣

方策4: 先導的な取組の促進

- ・歴史的建造物と他の地域資源を、レストラン・雑貨・アート等多用途での活用により結びつけるエリアプロデュース事業(まちづくり会社等による改修・サブリース等)
- ・エリアプロデュース等のためのクラウドファンディングや地域金融機関との連携による資金調達

活動費、改修費等への助成
アドバイザー・コンサルタント派遣

現 況



- 歴史的建造物が一定集積する地域では、行政による道路美装化や情報発信などの基盤整備が展開
- 歴史的建造物の集積が少ない地域では、行政によるインフラ整備・効果的な情報発信ができていない
- 地域に眠る歴史的文化遺産を発見・保存・活用しまちづくりに活かす能力を持った人材（ヘリテージマネージャー）の育成を実施

課 題



- 歴史的建造物の集積が少ない地域では行政によるインフラ整備・効果的な情報発信が必要
- まちづくり会社等による先進的・先導的な取組が他地域へと広がっていない
- まちづくりに携わる人材育成、住民理解の醸成が必要

今後の展開

- 地域資源を活用したまちづくり計画等に基づき、地域のまちづくり活動を促進するための基盤整備を実施

□ 基盤整備 取組方策のイメージ

方策5:まちのインフラ整備

- ・ストリートファニチャー・道路の美装化、電線地中化、サイン設置による地域資源の魅力向上

行政によるインフラ整備
先進事例の情報提供

方策6:効果的な情報発信

- ・地域資源のストーリー、イベント、おすすめスポット等のフェイスブック、インスタグラム、SNS等での効果的な発信による観光・交流の促進

先進事例の情報提供

方策7:先導的取組の普及啓発

- ・個人・NPO等の取組の紹介、先導的取組のノウハウの普及による他地域の活動の底上げ

先進事例の情報提供
団体が行う先進的な取組の普及
啓発事業への助成

方策8:まちづくりの担い手育成

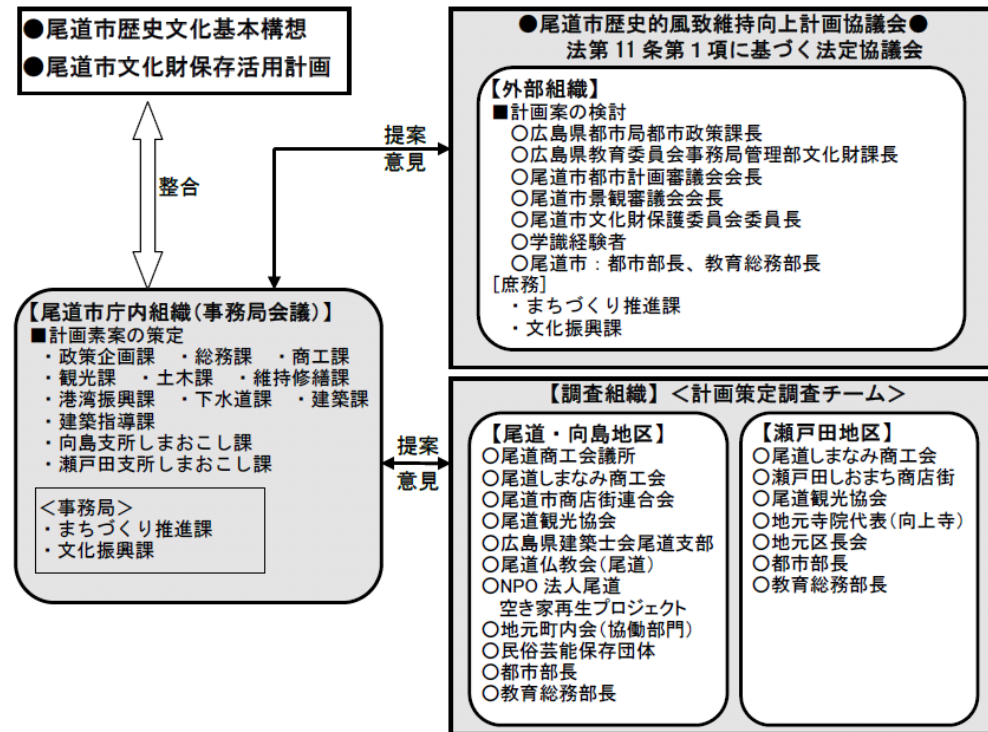
- ・講座やワークショップを開催し、住民意識の醸成によるまちづくりの機運向上
- ・まちづくりに携わる専門家の育成・ネットワーク化

講座・ワークショップ開催等の活動費への助成
人材育成・ネットワーク化に係る活動費への助成

□ 計画づくり 参考例

○ 官民連携による歴史まちづくりの推進 (広島県尾道市)

- H22: 歴史文化基本構想を策定
H24: 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定
⇒その後、官民が連携して歴史まちづくりを進め、平成27年に尾道市は「日本遺産」に認定された。
- 重点区域である尾道・向島地区及び瀬戸田地区の民間団体・NPO等による計画策定調査チーム、学識経験者や施設管理者等からなる法定協議会等と意見交換を行いつつ、市が事務局となって計画を策定した。



尾道市歴史的風致維持向上計画の策定

□ まちづくり 参考例

○ 城下町をまちのホテルとして再生
(兵庫県篠山市)

- 一般社団法人ノオトが中心となり、篠山城下町地区を「ひとつのホテル」として見立て、宿泊棟、レストラン、カフェ等様々な機能を配置する事業を展開。
- 国家戦略特区での旅館業法の規制緩和により、各宿泊施設のフロントを一箇所に集約してコストを抑えて客室を増やせるメリットを活用。
- その他、一般社団法人ノオトは古民家を所有者から10年間無償で借り上げ(固定資産税相当額を負担)、自己資金を投資して改修し、事業者にサブリースする方式で空き家を再生する等の取組を行っている。



□ 基盤整備 参考例

○ブランド戦略やまちなか観光アプリ等による情報発信
(福井県大野市)

- 「結の故郷越前おおの」を売り込むブランド戦略を策定(H25)し、歴史・文化・伝統等のブランド化やまちなか観光客誘致等を推進。
- 官民が出資しまちづくり会社(株結のまち越前おおの)を設立(H25)し、まちなかの回遊を促す「食べ歩き見て歩きマップ」や「文化施設入館&まちなか循環バス利用パスポート」を発行。
- 観光スポット・イベント情報だけでなく、駐車場や公共トイレ等のお役立ち情報や、現代地図と古地図の切り替えにより古い町並みの魅力を最大限に引き出す情報などを提供するアプリを開発し、観光協会が提供。



観光アプリ「結なび」

□ 参考例（その他の県内事例）

場所	活動概要	関係する方策
加西市北条	在郷町として伝統的な町並みが残る地域(景観形成地区)である一方、大規模商業施設が近接する地域において、町屋を活用した賑わいや良好な住環境の実現に向け、ワークショップの開催等により「北条旧市街地ビジョン」を策定。町屋を活用した交流の場や特産物販売等の整備等に取り組む。	③多様な取組 ⑧担い手育成
宍粟市山崎	城下町として伝統的な町並みが残る地域において、観光交流の促進を目的に、民間主導でまちづくり会社を設立して活用可能な空き家等をリストアップし、空き家を改修して事業者公募(サブリース)する事業に取り組む。その他、様々なイベントやHP・フェイスブックによる情報発信を実施している。	③多様な取組 ④先導的取組 ⑥情報発信
朝来市竹田	城下町として伝統的な町並みが残る景観形成地区において、地元史跡への住民意識の醸成を図るため、地域が観光ボランティアガイド養成等の歴史講座や町中散策等を実施。	⑧担い手育成
養父市八鹿	町家などの伝統的な町並みが残る景観形成地区において、地域の交流を推進するため、地域が江戸時代に私塾であった古民家を改修し、老若男女が学習する場として活用。	③多様な取組
丹波市柏原	門前町・城下町として伝統的な町並みが残る地域において、市とTMO「柵まちづくり柏原」が連携し、町家や空き店舗を活用した店舗誘致(テナントミックス事業)や道路美装化・修景施設(土塀等)整備等に取り組んでいる。	④先導的取組 ⑤インフラ整備

□ 文化財部局の動き

○文化財保護法の改正（H31.4.1施行）

○趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

○改正内容（抜粋）

- ・都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる
 - ・市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。
- ⇒国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進

□ まとめ

〔視点〕

地域資源の活用

民間活力の導入

まちの基盤整備

〔取組方策〕

計画づくり

まちづくりの運営体制の構築

地域資源を活用した
まちづくり計画の作成

まちづくり

多様な取組の展開

先導的取組の促進

基盤整備

まちのインフラ整備

効果的な情報発信

先導的取組の普及啓発

まちづくりの担い手育成

具体的な施策化を今後検討